

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 3
(令和3年4月16日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 就労系サービス	1
(1) 就労移行支援	1
(2) 就労定着支援	1
(3) 就労継続支援A型	2
3. 施設系・居住支援系サービス	3
(1) 共同生活援助	3

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置④)

問1 「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具体的にどのような書類により確認することが考えられるか。

(答)

研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしているが、当該書類がない場合においては、研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することが考えられる。

なお、研修の内容については、研修の実施要綱等により、その目的やカリキュラム等を確認することが必要である。

2. 就労系サービス

(1) 就労移行支援

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問2 平成30年度又は令和元年度の年度途中に新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

(答)

別添を参照されたい。

(2) 就労定着支援

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問3 例えば、令和元年5月に事業を開始した事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和2年度の実績を用いない場合、就労定着率はどのように算出すればよいか。また、都道府県知事に届け出る利用者数はどのように算出すれば良いか。

(答)

令和3年4月の就労定着率については、新規に指定を受けた日から1年間の就労定着率の算出方法と同様とし、令和3年5月以降の就労定着率については、令和元年5月から令和2年3月までの間に当該事業所を利用した者のうち令和2年3月末時点において就労が継続している者及び令和3年4月に当該事業所を利用

した者のうち令和3年4月末時点で就労が継続している者の合計数を、令和元年5月から令和2年3月までの間に当該事業所を利用した者及び令和3年4月に当該事業所を利用した者の合計数で除して算出する。

また、都道府県知事に届け出る利用者数については、原則、通常どおり、令和2年度の各月の利用者数の合計数を12で除して得た数とするが、この算出方法により得た利用者数が、実態と比して著しく不合理であると都道府県知事が認める場合には、令和元年5月から令和2年3月までの間及び令和3年4月の各月の利用者数の合計数を12で除して得た数として差し支えない。

(3) 就労継続支援A型

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出)

問4 基本報酬の算定に係るスコアの合計点の算出に当たって、「労働時間」及び「生産活動」については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な取扱いが可能となっているが、例えば、令和2年4月に事業を開始した事業所が、この取扱いを適用し、「労働時間」又は「生産活動」のスコアの算出に当たり、令和2年度の実績を用いないこととした場合、どのようにスコアの合計点を算出したらよいか。

(答)

スコアの合計点の算出は要さず、基本報酬の区分が「80点以上105点未満である場合」とみなして基本報酬を算定する。

(スコア：多様な働き方)

問5 「多様な働き方」については、毎年度4月1日時点の就業規則等の整備状況及び前年度における活用実績により評価することとなっているが、前年度における活用実績の根拠となる就業規則等は、前年度の4月1日時点で整備されている必要があるのか。

(答)

「毎年度4月1日時点」というのは、例えば、令和3年度の基本報酬の算定に係るスコアの算出に当たっては、「多様な働き方」の各項目に係る就業規則等の整備状況の評価については、令和3年4月1日時点で就業規則等が整備されていれば1点とする。また、当該項目の前年度における活用実績の評価については、前年度における活用実績の根拠となる就業規則等が、当該項目を活用した時点で整備されていればさらに1点を加点するものであり、必ずしも前年度の4月1日時点で整備されている必要はない。

2. 施設系・居住支援系サービス

(1) 共同生活援助

(医療連携体制加算)

問6 医療連携体制加算(Ⅶ)について、看護師1人につき算定できる利用者数の上限が20人までと設けられたが、1人の看護師が定員20人以下の事業所を複数担当し、利用者の合計が20人を超える場合の取扱い如何。

(答)

医療連携体制加算(Ⅶ)については、医療面の適切な支援体制を確保する観点から、看護師1人の確保につき利用者20人を上限としたところであり、複数事業所にまたがる場合においても、看護師1人につき利用者の合計は20人を上限とすること。

このため、当該加算の算定に当たっては、共同生活援助事業所が、当該加算に係る提携先となる病院、診療所、訪問看護ステーション等に対して、当該共同生活援助事業所を担当する看護師の別の共同生活援助事業所における当該加算の算定状況を確認するなどにより、当該加算の算定対象となる利用者の合計が看護師1人につき20人を超えないように算定する必要があること。

(夜間支援等体制加算)

問7 夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の夜勤職員・宿直職員は自宅から共同生活住居に巡回する場合も認められるか。

(答)

認められない。

夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の夜勤職員・宿直職員は、共同生活援助事業所内に配置する必要がある。

令和3年度の基本報酬の算定に当たり令和2年度の実績を用いない場合の例（就労移行支援）

（１）平成30年7月サービス開始の例

	H30.4	H30.7 サービス開始	H31.4	R1.7	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4
		1年目		2年目		3年目		4年目	
就労定着者※の数		a人		b人			c人	...	
利用定員数		X人		Y人			Z人	...	

（※）就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

	(R3.4～R3.6)	(R3.6～R4.3)
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{a}{X}$	$\frac{(a+b+c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}{(X \times 30 / 100 + b + c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}$ 又は $\frac{(a+b+c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}{(X \times 30 / 100 + b + c) \div \{X + (Y \times 9 + Z \times 3) \div 12\}}$

（２）令和元年7月サービス開始の例

	H31.4	R1.7 サービス開始	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4
		1年目		2年目		3年目	
就労定着者※の数		a人			b人	...	
利用定員数		X人			Y人	...	

	(R3.4～R3.6)	(R3.6～R4.3)
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{a}{X}$	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{(a+b) \div \{(X \times 9 + Y \times 3) \div 12\}}{(a+b) \div \{(X \times 9 + Y \times 3) \div 12\}}$